

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例

〔平成 19 年 1 月 17 日
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 13 号〕

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 給料（第 2 条—第 10 条）

第 3 章 手当（第 11 条—第 24 条）

第 4 章 補則（第 25 条—第 31 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 6 項の規定に基づき、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員（法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する職員を除く。）の給与に関して必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 給料

（派遣職員の給与）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 第 1 項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の給与（時間外勤務手当及び休日勤務手当を除く。）については、支給しない。ただし、広域連合と派遣職員を派遣した地方公共団体（以下「派遣元」という。）との協定により特別の定めがある場合は、当該協定に定めるところによる。

（給料）

第 3 条 職員（大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）第 4 条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）には、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 19 年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 9 号。以下「勤務時間条例」という。）第 2 条及び第 3 条の規定により定められる勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対し、給料を支給する。

2 派遣職員の給料は、その者が当該派遣元において職員として在籍した場合に受けるべき給料の月額（以下「給料月額」という。）とし、支給その他の手続は、当該派遣元の条例の例による。

（給料表）

第 4 条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 行政職給料表

(2) 医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

ロ 医療職給料表（二）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第28条に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規則で定める。

（職務の級及び号給の決定）

第5条 職員の職務の級は、規則で定める基準に従い決定する。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則の定めるところにより決定する。

（昇給の基準）

第6条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じ、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在籍する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

（任期付短時間勤務職員の給料月額）

第6条の2 任期付短時間勤務職員の給料月額は、給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（復職時等における給料月額の調整）

第7条 休職（法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合を含む。）、休暇又は療養のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、規則の定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

（給料の支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額を規則で定める日に支給する。

（給料の支給方法）

第9条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等によって給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定によって給料を支給する場合であつて、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給料の調整額)

第10条 広域連合長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の規定による調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第3章 手当

(手当)

第11条 職員には、給料のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給する。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 身体又は精神に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,800円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、扶養親族の増減等に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(地域手当)

第13条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第14条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額

12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（規則で定める職員を除く。）に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1,2000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自転車その他の交通用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者として規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、6か月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次の表に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、当該区分に掲げる額に支給対象期間の月数を乗じて得た額（任期付短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）。ただし、規則で定めるところにより通勤が不便であると認められる職員又は通勤が困難であると認められる身体に障害を有する職員にあっては、30,500円又は43,600円を超えない範囲内で規則で定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
5キロメートル未満	2, 0 0 0 円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4, 0 0 0 円
10キロメートル以上15キロメートル未満	6, 5 0 0 円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8, 9 0 0 円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11, 3 0 0 円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13, 7 0 0 円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16, 1 0 0 円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18, 5 0 0 円
40キロメートル以上45キロメートル未満	20, 9 0 0 円
45キロメートル以上50キロメートル未満	21, 8 0 0 円
50キロメートル以上55キロメートル未満	22, 7 0 0 円
55キロメートル以上60キロメートル未満	23, 6 0 0 円
60キロメートル以上	24, 5 0 0 円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額の合計額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 通勤手当の支給を受けた職員につき、支給対象期間に住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合その他の規則で定める事由が生じた場合には、通勤の実情の変更等を考慮して、規則で定める額を追給し、又は返納させるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
(時間外勤務手当)

第16条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外の次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100の125か

ら100の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100の100」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第7条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第3項により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 5 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50
- 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
 - (2) 割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務 100分の50から第3項で定める割合を減じた割合
- 7 第2項及び前3項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。
（休日勤務手当）

第17条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する休日（勤務時間条例第10条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。勤務時間条例第3条の規定により毎

日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日が勤務時間条例第3条の規定により定められた週休日に当たるときは、規則で定める日において正規の勤務時間中に勤務した職員に対しても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、派遣職員の勤務1時間当たりの給与額は、当該職員の給与の適用を受ける派遣元の例により算出した額とする。

（夜間勤務手当）

第18条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項に規定する勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき、規則で指定する職にある者に対して支給する。

2 管理職手当の月額は、管理職手当を支給される者の給料月額の100分の25を超えない範囲内で規則で定める。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、規則で定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの（以下第23条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に第29条第2項、第4項、第6項又は第7項に規定する職員であったものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡

した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上である職員のうち規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

第22条 任命権者は、期末手当支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該期末手当支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を任命権者に係る事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る基準日から起算して1年を経過した場合
- 6 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 7 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、第3項後段の規定により通知が到達したものとみなされた場合は、この限りでない。
- 8 任命権者は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ広域連合長に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
- 9 前各項に規定するもののほか、第2項の書面及び第7項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

（勤勉手当）

- 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、規則で定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95（特定幹部職員にあ

っては、100分の115)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 第20条第3項及び第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第23条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

4 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条及び第22条中「基準日から」とあるのは「基準日(第23条第1項に規定する基準日をいう。)から」と、「期末手当支給日」とあるのは「勤勉手当支給日」と読み替えるものとする。

(退職手当)

第24条 退職手当については、別に条例で定める。

第4章 補則

(適用除外)

第24条の2 第12条、第14条及び第24条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額(任期付短時間勤務職員にあっては一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して規則で定める額)とする。

(給与の減額)

第26条 正規の勤務時間に職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条に規定する休暇が与えられた場合その他その勤務しないことについて任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第16条から第18条までの規定は、第19条第1項に規定する職にある職員には適用しない。

(臨時的任用の職員等の給与)

第28条 臨時的任用の職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でない者及び非常勤の職員の給与は、この条例の規定にかかわらず、日額又は月額とし、その額は、予算の範囲内において常勤の職員の給与との均衡を考慮して任命権者が定める。

(休職者の給与)

第29条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間がその休職に引き続く当該疾病による療養期間を通算して満3年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 3 職員が精神疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100を支給する。
- 4 職員が前3項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 5 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第5号）第2条に掲げる事由に該当して休職にされたとき（次項に掲げるときを除く。）は、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 7 職員が大阪府後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例第2条に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因である災害が公務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

（給与の口座振込）

第30条 給与は、職員からの申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振り込みの方法により支給することができる。

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則（平成20年条例第6号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２３年条例第１号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２４年条例第２号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（令和２年条例第２号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和４年条例第２号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和３年４月１日から適用する。

別表第1 行政職給料表（第4条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	139,600	228,000	259,400	345,500	384,800	440,400	510,800	569,200
2	140,700	230,200	261,200	347,800	387,300	442,700		
3	141,900	232,200	263,000	350,000	390,000	444,800		
4	143,000	234,100	264,900	352,400	392,500	447,000		
5	144,100	235,800	266,700	354,700	395,100	448,600		
6	145,200	237,500	268,900	357,000	397,800	450,400		
7	146,300	239,200	271,000	359,100	400,600	452,300		
8	147,400	241,000	273,200	361,400	403,300	454,300		
9	148,500	242,500	275,400	363,600	405,700	456,200		
10	149,900	244,100	277,600	365,800	408,100	457,900		
11	151,200	245,900	279,700	367,900	410,400	459,400		
12	152,500	247,700	281,900	370,100	412,700	461,200		
13	153,800	249,300	284,100	372,200	414,800	462,500		
14	155,300	251,200	286,200	374,400	416,800	464,000		
15	156,800	252,700	288,200	376,500	418,700	465,400		
16	158,400	254,500	290,300	378,700	420,700	466,900		
17	159,700	255,900	292,600	381,000	422,600	468,200		
18	161,200	257,900	294,800	383,200	424,500	469,500		
19	162,700	259,800	296,900	385,300	426,300	470,700		
20	164,200	261,700	299,100	387,500	428,200	471,700		
21	165,600	263,600	301,200	389,500	430,000	472,500		
22	168,300	265,500	303,400	391,200	431,600	473,000		
23	170,900	267,300	305,500	392,800	433,100	473,400		
24	173,500	269,200	307,700	394,500	434,700	473,800		
25	176,200	271,100	310,000	396,200	436,200	474,000		
26	177,900	273,000	312,100	397,700	437,500	474,400		
27	179,600	274,700	314,200	399,300	438,800	474,800		
28	181,300	276,600	316,300	400,900	440,100	475,300		
29	182,800	278,400	318,300	402,300	441,200	475,900		
30	184,600	280,300	320,400	403,500	442,500	476,300		
31	186,200	282,100	322,500	404,600	443,700	476,700		
32	188,000	283,900	324,600	405,800	445,000	477,100		
33	189,500	285,700	326,600	406,900	445,900	477,600		

34	191,300	287,600	328,800	408,100	446,700	477,900		
35	192,900	289,400	330,800	409,300	447,300	478,300		
36	194,700	291,300	332,900	410,500	447,800	478,700		
37	195,700	292,800	334,700	411,400	448,200	479,000		
38	197,400	294,600	336,800	412,100	448,700	479,400		
39	199,100	296,400	338,900	412,800	449,000	479,800		
40	200,600	298,200	341,000	413,500	449,400	480,200		
41	204,900	300,000	342,800	414,200	449,700	480,500		
42	206,800	301,700	344,800	414,900	450,000	480,800		
43	208,900	303,300	346,800	415,500	450,300	481,100		
44	210,800	305,000	348,800	415,900	450,600	481,300		
45	212,400	306,700	350,700	416,300	450,800	481,500		
46	214,100	308,400	352,600	416,600	451,000			
47	216,100	310,100	354,400	416,800	451,200			
48	218,100	311,800	356,300	417,000	451,400			
49	219,900	313,000	358,000	417,200	451,600			
50	222,000	314,600	359,500	417,400	451,800			
51	224,000	316,200	361,000	417,600	452,000			
52	226,000	317,800	362,500	417,800	452,200			
53	227,700	319,400	363,800	418,000	452,400			
54	229,400	321,000	364,900	418,200	452,600			
55	231,100	322,600	366,000	418,400	452,800			
56	233,000	324,100	367,100	418,600	453,000			
57	234,300	325,500	368,000	418,800	453,200			
58	236,000	326,700	369,100	419,000				
59	237,600	327,900	370,200	419,200				
60	239,300	328,900	371,300	419,400				
61	240,600	329,600	372,100	419,600				
62	242,100	330,500	372,800	419,800				
63	243,200	331,400	373,400	420,000				
64	244,700	332,200	374,100	420,200				
65	245,900	332,800	374,400	420,400				
66	247,400	333,500	375,100	420,600				
67	248,900	334,300	375,800	420,800				
68	250,500	335,100	376,500	421,000				
69	251,600	335,800	376,800	421,200				
70	253,200	336,500	377,500	421,400				
71	254,700	337,200	378,200	421,600				

72	256,300	337,900	378,900	421,800				
73	257,500	338,200	379,500	422,000				
74	258,900	338,800	380,200					
75	260,300	339,400	380,900					
76	261,700	340,000	381,600					
77	262,900	340,300	381,800					
78	264,300	340,800	382,200					
79	265,700	341,300	382,500					
80	267,100	341,800	382,800					
81	268,300	342,200	383,100					
82	269,600	342,700	383,400					
83	270,900	343,100	383,700					
84	272,100	343,600	384,000					
85	273,100	343,800	384,400					
86	274,400	344,300	384,700					
87	275,700	344,700	385,100					
88	277,000	345,200	385,500					
89	278,100	345,500	385,700					
90	279,200	346,000	385,900					
91	280,300	346,500	386,100					
92	281,400	347,000	386,300					
93	282,400	347,200	386,500					
94	283,400	347,400	386,700					
95	284,400	347,900	386,900					
96	285,300	348,400	387,100					
97	286,100	348,600	387,300					
98	287,000	349,000	387,500					
99	287,900	349,400	387,700					
100	288,800	349,600	387,900					
101	289,700	349,800	388,100					
102	290,500	350,000						
103	291,300	350,200						
104	292,100	350,400						
105	292,700	350,700						
106	293,200	350,900						
107	293,700	351,100						
108	294,000	351,300						
109	294,200	351,500						

110	294, 500	351, 700						
111	294, 800	351, 900						
112	295, 000	352, 100						
113	295, 200	352, 300						
114	295, 600							
115	296, 000							
116	296, 400							
117	296, 600							
118	296, 900							
119	297, 200							
120	297, 500							
121	297, 800							
122	298, 200							
123	298, 600							
124	298, 800							
125	299, 000							
126	299, 400							
127	299, 600							
128	299, 800							
129	300, 000							
130	300, 200							
131	300, 400							
132	300, 600							
133	300, 800							
134	301, 000							
135	301, 200							
136	301, 400							
137	301, 600							
138	301, 800							
139	302, 000							
140	302, 200							
141	302, 400							
142	302, 600							
143	302, 800							
144	303, 000							
145	303, 200							
146	303, 400							
147	303, 600							

148	303,800							
149	304,000							
150	304,200							
151	304,400							
152	304,600							
153	304,800							
154	305,000							
155	305,200							
156	305,400							
157	305,600							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表（第4条関係）

イ 医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	144,500	247,900	285,100	335,300	383,700
2	145,900	249,300	287,400	337,600	386,400
3	147,300	250,800	289,600	339,900	389,100
4	148,700	252,300	291,900	342,200	391,700
5	149,900	253,200	294,100	344,400	394,300
6	151,700	254,700	296,400	346,800	397,000
7	153,400	256,100	298,700	349,200	399,700
8	155,100	257,500	300,900	351,500	402,400
9	156,800	258,800	303,000	353,600	405,000
10	158,500	260,200	305,300	355,900	407,300
11	160,200	261,600	307,600	358,100	409,700
12	162,000	263,000	309,900	360,400	412,000
13	163,500	264,200	312,300	362,400	413,900
14	165,400	266,100	314,500	364,600	416,000
15	167,400	268,000	316,700	366,900	418,000
16	169,300	269,800	318,900	369,100	420,100
17	171,200	271,500	321,000	371,000	421,900
18	173,100	273,400	323,100	373,500	423,900
19	175,000	275,300	325,200	375,900	425,900
20	176,900	277,200	327,400	378,200	428,000
21	178,800	278,800	329,600	380,400	429,800

22	180, 300	280, 700	331, 600	382, 700	431, 400
23	181, 800	282, 500	333, 500	384, 900	432, 800
24	183, 300	284, 400	335, 500	387, 100	434, 400
25	188, 700	286, 300	337, 700	388, 900	436, 000
26	190, 200	288, 200	339, 700	390, 800	437, 300
27	191, 600	290, 100	341, 600	392, 400	438, 600
28	193, 200	291, 900	343, 600	394, 100	439, 900
29	194, 600	293, 700	345, 400	395, 800	441, 100
30	196, 600	295, 600	347, 300	397, 400	442, 100
31	198, 400	297, 500	349, 100	399, 100	443, 100
32	200, 200	299, 400	351, 000	400, 700	444, 100
33	201, 700	301, 100	352, 800	402, 200	445, 100
34	203, 700	302, 900	354, 700	403, 500	446, 100
35	205, 500	304, 700	356, 500	404, 700	447, 100
36	207, 400	306, 400	358, 400	406, 000	447, 900
37	209, 100	308, 000	360, 300	406, 900	448, 600
38	210, 900	309, 700	361, 900	408, 100	449, 000
39	212, 800	311, 400	363, 600	409, 300	449, 400
40	214, 600	313, 100	365, 200	410, 500	449, 700
41	216, 100	314, 600	366, 400	411, 400	449, 900
42	217, 600	316, 300	367, 600	412, 200	450, 100
43	219, 300	318, 000	368, 800	413, 000	450, 300
44	220, 900	319, 700	370, 000	413, 800	450, 500
45	222, 100	320, 900	371, 100	414, 300	450, 700
46	223, 900	322, 500	372, 200	414, 900	450, 900
47	225, 600	324, 000	373, 300	415, 500	451, 100
48	227, 300	325, 600	374, 400	416, 000	451, 300
49	229, 100	327, 100	375, 500	416, 200	451, 500
50	230, 600	328, 400	376, 500	416, 400	451, 700
51	232, 100	329, 700	377, 500	416, 600	451, 900
52	233, 700	331, 000	378, 500	416, 800	452, 100
53	235, 200	332, 000	379, 200	417, 000	452, 300
54	236, 700	333, 100	380, 100	417, 300	
55	238, 100	334, 200	381, 000	417, 500	
56	239, 600	335, 100	381, 900	417, 700	
57	240, 900	335, 700	382, 400	417, 900	
58	242, 300	336, 600	383, 200	418, 100	
59	243, 700	337, 500	384, 000	418, 300	

60	245, 200	338, 300	384, 800	418, 500	
61	246, 500	338, 800	385, 300	418, 700	
62	248, 000	339, 400	386, 000	418, 900	
63	249, 500	340, 100	386, 700	419, 100	
64	250, 900	340, 800	387, 400	419, 400	
65	252, 200	341, 300	388, 000	419, 600	
66	253, 800	342, 000	388, 700	419, 900	
67	255, 300	342, 700	389, 300	420, 100	
68	256, 900	343, 400	389, 800	420, 300	
69	258, 400	343, 900	390, 000	420, 500	
70	259, 800	344, 500	390, 400	420, 700	
71	261, 200	345, 100	390, 700	420, 900	
72	262, 600	345, 700	391, 000	421, 100	
73	263, 800	346, 000	391, 400	421, 300	
74	265, 200	346, 600	391, 800		
75	266, 600	347, 200	392, 100		
76	268, 000	347, 800	392, 400		
77	269, 100	348, 000	392, 700		
78	270, 400	348, 500	393, 100		
79	271, 700	349, 000	393, 600		
80	272, 900	349, 500	394, 000		
81	273, 800	349, 700	394, 200		
82	275, 100	350, 100	394, 500		
83	276, 400	350, 500	394, 800		
84	277, 700	350, 800	395, 100		
85	278, 700	351, 000	395, 400		
86	279, 800	351, 400	395, 700		
87	280, 900	351, 800	396, 000		
88	282, 000	352, 200	396, 300		
89	283, 000	352, 700	396, 600		
90	284, 000	353, 100	396, 900		
91	285, 100	353, 500	397, 200		
92	286, 200	353, 800	397, 500		
93	287, 100	354, 000	397, 800		
94	287, 900	354, 300	398, 000		
95	288, 700	354, 600	398, 200		
96	289, 500	354, 800	398, 400		
97	290, 200	355, 000	398, 600		

98	290, 800	355, 200			
99	291, 400	355, 400			
100	292, 000	355, 600			
101	292, 500	355, 800			
102	293, 000	356, 000			
103	293, 500	356, 200			
104	293, 900	356, 400			
105	294, 100	356, 600			
106	294, 300				
107	294, 500				
108	294, 700				
109	295, 000				
110	295, 200				
111	295, 400				
112	295, 600				
113	295, 800				
114	296, 000				
115	296, 200				
116	296, 400				
117	296, 600				
118	296, 800				
119	297, 000				
120	297, 200				
121	297, 400				
122	297, 600				
123	297, 800				
124	298, 000				
125	298, 200				
126	298, 400				
127	298, 600				
128	298, 800				
129	299, 000				
130	299, 200				
131	299, 400				
132	299, 600				
133	299, 800				
134	300, 000				
135	300, 200				

136	300,400				
137	300,600				
138	300,800				
139	301,000				
140	301,200				
141	301,400				
142	301,600				
143	301,800				
144	302,000				
145	302,200				
146	302,400				
147	302,600				
148	302,800				
149	303,000				
150	303,200				
151	303,400				
152	303,600				
153	303,800				
154	304,000				
155	304,200				
156	304,400				
157	304,600				

備考 この表は、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	157,900	235,000	260,900	291,200	339,000
2	159,300	237,000	261,900	293,300	341,300
3	160,800	239,000	263,000	295,400	343,600
4	162,200	240,900	264,100	297,400	345,900
5	163,600	242,800	265,300	299,200	348,000
6	165,100	244,200	266,400	301,000	350,300
7	166,600	245,600	267,700	303,000	352,600
8	168,100	246,900	268,900	305,000	354,900
9	169,400	247,900	270,200	307,100	357,100
10	171,100	249,400	271,600	309,000	359,100

11	172, 700	250, 900	273, 100	311, 000	361, 000
12	174, 300	252, 500	274, 700	313, 000	363, 000
13	175, 800	253, 800	276, 200	314, 800	365, 000
14	177, 800	254, 800	277, 900	316, 700	367, 100
15	179, 800	255, 900	279, 600	318, 600	369, 200
16	181, 800	257, 000	281, 300	320, 500	371, 300
17	193, 500	258, 000	282, 900	322, 400	373, 400
18	195, 900	259, 000	284, 500	324, 100	375, 400
19	198, 200	260, 100	286, 100	325, 800	377, 300
20	200, 500	261, 200	287, 700	327, 600	379, 400
21	202, 900	262, 300	289, 400	329, 300	381, 400
22	204, 300	263, 500	290, 900	331, 000	383, 500
23	205, 700	264, 800	292, 600	332, 700	385, 400
24	207, 100	266, 100	294, 200	334, 500	387, 500
25	208, 500	267, 400	295, 700	336, 300	389, 400
26	209, 900	269, 000	297, 500	338, 100	391, 300
27	211, 300	270, 500	299, 400	339, 700	393, 000
28	212, 700	272, 100	301, 300	341, 400	394, 800
29	214, 100	273, 600	303, 000	343, 000	396, 600
30	215, 700	275, 200	304, 800	344, 700	398, 500
31	217, 300	276, 800	306, 600	346, 400	400, 400
32	218, 900	278, 400	308, 300	348, 200	402, 200
33	220, 400	279, 900	309, 800	350, 000	403, 900
34	222, 300	281, 400	311, 500	351, 900	405, 600
35	224, 200	282, 900	313, 000	353, 700	407, 400
36	226, 200	284, 300	314, 600	355, 500	409, 200
37	228, 000	285, 700	316, 200	357, 300	410, 900
38	229, 900	287, 200	317, 800	359, 000	412, 700
39	231, 800	288, 600	319, 400	360, 700	414, 500
40	233, 700	290, 100	321, 000	362, 400	416, 300
41	235, 700	291, 600	322, 500	363, 900	417, 900
42	237, 100	293, 000	324, 000	365, 300	419, 400
43	238, 400	294, 600	325, 500	366, 800	421, 000
44	239, 800	296, 200	327, 000	368, 400	422, 600
45	241, 000	297, 600	328, 200	369, 900	423, 700
46	242, 600	299, 100	329, 600	371, 200	424, 900
47	244, 000	300, 500	331, 100	372, 600	426, 100
48	245, 400	301, 900	332, 600	374, 000	427, 300

49	246, 900	303, 100	333, 900	375, 400	428, 500
50	247, 900	304, 500	335, 300	376, 800	429, 700
51	248, 900	305, 900	336, 700	378, 100	430, 900
52	249, 900	307, 300	338, 100	379, 400	432, 100
53	251, 000	308, 700	339, 600	380, 800	433, 100
54	252, 100	310, 000	340, 900	382, 000	434, 100
55	253, 100	311, 300	342, 300	383, 200	435, 100
56	254, 200	312, 600	343, 700	384, 400	436, 000
57	255, 200	313, 900	344, 600	385, 500	436, 800
58	256, 500	315, 300	345, 900	386, 500	437, 500
59	257, 800	316, 700	347, 100	387, 500	438, 200
60	259, 100	318, 100	348, 300	388, 500	438, 800
61	260, 300	319, 300	349, 300	389, 300	439, 300
62	261, 800	320, 500	350, 500	390, 000	439, 800
63	263, 100	321, 800	351, 700	390, 700	440, 300
64	264, 500	323, 100	352, 900	391, 200	440, 700
65	265, 900	324, 300	354, 100	391, 600	441, 000
66	267, 500	325, 500	355, 300	391, 900	441, 400
67	269, 100	326, 800	356, 500	392, 300	441, 800
68	270, 600	328, 000	357, 700	392, 700	442, 100
69	272, 000	328, 900	358, 500	393, 000	442, 400
70	273, 600	330, 000	359, 600	393, 300	
71	275, 200	331, 000	360, 700	393, 700	
72	276, 700	332, 000	361, 800	394, 100	
73	278, 200	333, 000	362, 600	394, 400	
74	279, 700	334, 100	363, 700	394, 700	
75	281, 200	335, 200	364, 700	395, 000	
76	282, 700	336, 400	365, 800	395, 300	
77	284, 100	337, 400	366, 700	395, 500	
78	285, 600	338, 600	367, 500	395, 700	
79	287, 000	339, 800	368, 300	395, 900	
80	288, 400	341, 000	369, 100	396, 100	
81	289, 700	342, 100	369, 900	396, 300	
82	291, 100	343, 200	370, 300	396, 500	
83	292, 500	344, 300	370, 800	396, 700	
84	294, 000	345, 400	371, 300	396, 900	
85	295, 300	346, 400	371, 700	397, 100	
86	296, 700	347, 400	372, 100	397, 300	

87	298, 100	348, 400	372, 500	397, 500	
88	299, 500	349, 400	372, 900	397, 700	
89	301, 000	350, 200	373, 300	397, 900	
90	302, 300	350, 900	373, 600	398, 100	
91	303, 500	351, 700	373, 900	398, 300	
92	304, 800	352, 500	374, 200	398, 500	
93	305, 800	353, 200	374, 400	398, 700	
94	307, 100	353, 800	374, 700	398, 900	
95	308, 400	354, 400	374, 900	399, 100	
96	309, 700	355, 000	375, 100	399, 300	
97	310, 700	355, 400	375, 300	399, 500	
98	311, 900	355, 900	375, 500		
99	313, 100	356, 300	375, 700		
100	314, 300	356, 800	375, 900		
101	315, 500	357, 300	376, 100		
102	316, 700	357, 600	376, 300		
103	317, 900	358, 000	376, 500		
104	318, 900	358, 400	376, 700		
105	319, 700	358, 900	376, 900		
106	320, 400	359, 300	377, 100		
107	321, 000	359, 700	377, 300		
108	321, 700	360, 100	377, 500		
109	322, 200	360, 400	377, 700		
110	322, 900	360, 800	377, 900		
111	323, 500	361, 200	378, 100		
112	324, 100	361, 600	378, 300		
113	324, 500	361, 900	378, 500		
114	325, 000	362, 200			
115	325, 500	362, 500			
116	326, 000	362, 800			
117	326, 500	363, 100			
118	327, 000	363, 400			
119	327, 500	363, 700			
120	328, 000	364, 000			
121	328, 400	364, 300			
122	328, 800	364, 600			
123	329, 100	364, 800			
124	329, 400	365, 000			

125	329, 600	365, 200			
126	329, 900				
127	330, 200				
128	330, 500				
129	330, 900				
130	331, 200				
131	331, 500				
132	331, 800				
133	332, 000				
134	332, 300				
135	332, 600				
136	332, 900				
137	333, 100				
138	333, 400				
139	333, 700				
140	334, 000				
141	334, 200				
142	334, 500				
143	334, 800				
144	335, 100				
145	335, 400				
146	335, 700				
147	336, 000				
148	336, 300				
149	336, 600				
150	336, 800				
151	337, 000				
152	337, 200				
153	337, 400				
154	337, 600				
155	337, 800				
156	338, 000				
157	338, 200				
158	338, 400				
159	338, 600				
160	338, 800				
161	339, 000				
162	339, 200				

163	339,400				
164	339,600				
165	339,800				

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。